

衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

平成 23.7.12 第 177 回国会第 11 号

7月12日(火) 第11回の委員会が開かれました。

1 原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出第84号)

- 菅内閣総理大臣、片山総務大臣、江田法務大臣・環境大臣、高木文部科学大臣、細川厚生労働大臣、海江田経済産業大臣(原子力経済被害担当)、大畠国土交通大臣、枝野国務大臣(内閣官房長官)、細野国務大臣(原発事故の収束及び再発防止担当)、平野国務大臣(復興対策担当・防災担当)及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 原子力安全委員会委員長 斑目春樹君
東京電力株式会社取締役社長 西澤俊夫君

(質疑者及び主な質疑内容)

後藤 斎君(民主)

- 東日本大震災の発生から4か月が経つが、政府の対応が国民から見えにくいという課題もある。被災民や国民の期待に応えるべく復興・復旧に取り組む決意について、あらためて菅内閣総理大臣に伺いたい。
- 原子力関係の法体系をどのように整理していくのか。本法案の目的と効果について、海江田経済産業大臣に伺いたい。また、「原子力損害の賠償に関する法律」について検証し、見直す必要性について高木文部科学大臣に伺いたい。
- エネルギー・原子力政策については、安全性・安定的な電力供給・産業育成・コスト・環境などの複数の視点から計画的に政策を実施することが国民経済の発展に繋がると考えるが、菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。

高市 早苗君(自民)

- 内部被曝による障害が発生した場合の政府の賠償責任について伺いたい。
- 原子力発電所のストレステストの結果に責任を持つ者について伺いたい。
- 原子力を代替するエネルギーについての短期的な対策の内容及び本格的な2次補正予算を組まなかった理由について伺いたい。

梶山 弘志君(自民)

- 原子力発電所に対する新たな安全評価導入までの間の政府の対応及び定期検査後の再稼働に当たっての政府方針が明確でないことから原発立地地域等に混乱を招いたことに対する菅内閣総理大臣及び海江田経済産業大臣の見解について伺いたい。

- 本法案について、総則に原子力政策を推進してきた国の責任を明確に記す必要性があると考えますが、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。あわせて、原子力損害賠償支援機構への政府保証枠が債務の返済に利用される懸念があるが、この点についても伺いたい。
- 「原子力損害の賠償に関する法律」第3条第1項ただし書の免責事項について、政府内でどのような議論がなされたのか海江田経済産業大臣に伺いたい。あわせて、東日本大震災を契機に同法を見直していく必要性があると考えますが、この点についても伺いたい。
- 原発立地13道県において原子力安全・保安院の独立性を高める要望が出されている。原子力安全・保安院を経済産業省から分離・独立させる必要性があると考えますが、海江田経済産業大臣の見解を伺いたい。

西村 康稔君(自民)

- 菅内閣総理大臣はいつからストレステストの導入を考えていたのか、また公表の時期については、玄海原子力発電所の再稼働というタイミングを待って公表したのではないかと伺いたい。
- 原子力安全委員会については、安全基準を満たした上で評価するストレステストに関与させるのではなく、まず安全基準についての確認や検討を行わせるべきではないかと、菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- 原子力損害賠償法の第3条第1項ただし書にある「巨大な天災地変」とはどのようなものを想定しており、誰がこれを判断するのか、梶田内閣法制局長官の見解を伺いたい。

谷 公一君(自民)

- 震災歌集にある「かかるとき かかる首相をいただきて

かかる目に遭ふ日本の不幸」(長谷川權)という歌についての、菅内閣総理大臣の感想を伺いたい。

- ・内閣府が公表している避難者の数は、岩手県、宮城県及び福島県の避難者について未集計があるなど、避難状況が正確に把握されておらず、問題であると考え。平野復興対策担当大臣の見解を伺いたい。
- ・国土交通省では、新たな津波防災のための立法を検討していると聞かすが、これは議員立法で制定された津波対策推進法を踏まえてのことか、またその具体的内容はどのようなものか、大畠国土交通大臣に伺いたい。

斉藤鉄夫君(公明)

- ・本法案の政府内における検討の際、CO₂6%削減の国際公約を遵守するため排出権買取に必要となる電力会社の負担は考慮されたのか。
- ・2020年のCO₂25%削減目標の前提とされていたすべての原子力発電を火力代替した場合、CO₂排出量の基準年比及び増加排出量はどうか。政府はこの目標の現実的な実現可能性を考える必要があるのではないか。
- ・本法案の作成に当たり、原子力事業の国有会社化や東京電力から原子力部門を分離する案は検討されたのか。検討された場合、今回の結論に至った理由は何か。

高橋千鶴子君(共産)

- ・被害者の立場に立ち、損害の全面的賠償とその手続きの簡素化を図るべきではないか。
- ・賠償総額が確定せず、東電による仮払額も賠償措置額(1,200億円)を超えていない現状において、政府が安易に資金援助を行えば、東京電力の自助努力が不十分になる懸念があるのではないか。
- ・原子力政策を国策として推進してきた国の責任を本法案に明文化するべきではないか。

吉泉秀男君(社民)

- ・福島原子力発電所事故を受けて、原子力政策とエネルギー政策についての菅内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・損害賠償は、東京電力の責任で実施するのが大原則であり、そのためには送電事業も含めた保有資産の処分を検討すべきではないか。
- ・被害者の生活再建を最優先するため、本法案の目的を損害賠償の迅速かつ適切な実施に絞るべきではないか。

浅尾慶一郎君(みんな)

- ・菅内閣総理大臣は脱原発政策を掲げようとしているが、本

法案は原子力事業の継続を前提としている。また、原子力事業から撤退しようとしても、使用済み核燃料の受入れが保障されておらず、本法案による事業者負担も継続するのでは、撤退のインセンティブが働かないのではないか。

- ・東京電力を単体で再生させるためには、過去の長期信用銀行の例のように特別公的管理下に置くべきと考えるが、今回同様の措置をとらない理由は何か。